

山形県

必ずチェック! 使用者も、労働者も。

最低賃金

時間額

696円

16円UP

【発効日:平成27年10月16日】

特定(産業別)最低賃金

【発効日:平成27年12月25日】

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額 767 円 14円UP
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	時間額 783 円 15円UP
自動車・同附属品製造業	時間額 782 円 13円UP
自動車整備業 (自動車分解整備の業務に従事する者に限る)	時間額 786 円 14円UP

☆最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業



ご不明な点がございましたら、山形労働局労働基準部賃金室 TEL(023) 624-8224
又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

- 山形労働基準監督署 TEL (023) 624-6211
- 庄内労働基準監督署 TEL (0235) 22-0714
- 米沢労働基準監督署 TEL (0238) 23-7120
- 新庄労働基準監督署 TEL (0233) 22-0227
- 村山労働基準監督署 TEL (0237) 55-2815

厚生労働省

山形労働局・労働基準監督署

☆特定（産業別）最低賃金の適用範囲について

特定（産業別）最低賃金の件名	適用する使用者の範囲	適用除外労働者 この欄に掲げる労働者は、山形県最低賃金が適用になります。
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（民生用電気機械器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務 ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、塗布、選別又は部品の差し、曲げ若しくは切りの業務
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（家庭用エレベータ製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。以下同じ。）、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業、真空装置・真空機器製造業、これらの産業において管理補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業又は真空装置・真空機器製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者
自動車・同附属品製造業	自動車・同附属品製造業、当該産業において管理補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	
自動車整備業 （自動車分解整備の業務に従事する者に限る。）	自動車整備業（原動機付自転車に係るものを除く。以下同じ。）、純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車整備業に分類されるものに限る。）又は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条の自動車分解整備事業を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

【注】次に掲げる賃金は、最低賃金額の計算には含まれません。

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当等） (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など） (3) 時間外割増、休日割増および深夜割増賃金
(4) 精皆動手当、通勤手当および家族手当
※ 日給（月給）の場合 → 日給（月給）÷1日（1か月）の平均所定労働時間＝時間換算額≧最低賃金額（時間額）

ご不明な点がありましたら、山形労働局労働基準部賃金室 ☎023-624-8224 又は、最寄りの労働基準監督署へお問合せください。

- 山形労働基準監督署 ☎023-624-6211
- 庄内労働基準監督署 ☎0235-22-0714
- 米沢労働基準監督署 ☎0238-23-7120
- 新庄労働基準監督署 ☎0233-22-0227
- 村山労働基準監督署 ☎0237-55-2815

☆最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業

《中小企業事業主のみなさんご存知ですか?》

◎最低賃金ワン・ストップ無料相談

最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業事業主の皆さまを支援する事業です。賃金の引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワン・ストップで無料相談に応じる場を全国に設けています。

【無料相談窓口】

◎山形県最低賃金総合相談支援センター（〒990-8501山形市七日町3-1-9山形商工会議所内）
☎0120-311-615（全国最低賃金総合電話相談センター）

◎最低賃金引上げ支援！業務改善助成金

（支給の要件）①賃金引上げ計画（時間給800円未満の労働者の賃金を40円以上引上げる計画を作成し実施すること。）
②業務改善計画（労働能率の増進に資する設備・機器の導入等に係る計画を作成し実施すること。）

※単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など社会通念上当然に必要な経費は除きます。

（支給額）常用労働者数が31人以上の企業 → 業務改善に要した経費の1/2（上限額あり）
常用労働者数が30人以下の企業 → 業務改善に要した経費の3/4（上限額あり）

【上限額】

①最も低い賃金額を40円以上引上げた場合	上限額は100万円
②10人以上（時間給800円未満）の賃金額を60円以上引上げた場合	10～14人引上げた場合の上限額は130万円 15～19人引上げた場合の上限額は140万円 20人以上引上げた場合の上限額は150万円

※平成26年度以前に業務改善助成金の交付を受けている場合は交付対象外となります。

【問合せ先】

山形県最低賃金総合相談支援センター（山形商工会議所内） ☎0120-311-615（電話相談センター）
山形労働局労働基準部賃金室 ☎023-624-8224